

阿賀野市の優遇制度

●固定資産税の課税免除・助成金等関係

固定資産税の課税免除及び不均一の課税

(阿賀野市企業誘致条例及び阿賀野市企業誘致条例施行規則)

阿賀野市企業誘致条例に基づき、地域未来投資促進法により承認された地域経済牽引事業に関する計画に従った事業のための施設を設置した企業(「法定の企業」)並びにこれに準ずると認められた工場等を設置した企業(「準ずる企業」)に対し、課税免除又は不均一の課税をします。

※いずれも工場等の着工前に市が奨励措置を行う対象企業として指定する「企業指定」の申請が必要です。

① 固定資産税の優遇内容

「法定の企業」の指定…操業開始の翌年度から3年間の課税免除

「準ずる企業」の指定…操業開始の翌年度から3年間の不均一課税

② 指定の基準

環境に関する基準

1. 企業の立地が本市における雇用の増大、安定等地域社会の発展に寄与するものであること。
2. 企業の立地が本市における土地利用計画に適合するものであること。
3. 企業の立地が本市において公害の発生するおそれのないもの又は当該企業が公害発生の未然防止に必要な措置を講じているものであること。
4. 企業の立地が本市の産業の発展方向を阻害しないものであること。

企業の設備投資規模に関する基準

「法定の企業」の指定…新潟県知事による地域経済牽引事業計画の承認を受け、その計画に基づき取得した土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額が3千万円を超えること

「準ずる企業」の指定…土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額が3千万円を超えること

注1: 「法定の企業」の指定及び「準ずる企業」の指定を受けることによって、さまざまな優遇措置を受けることができます。

用地取得助成金（阿賀野市企業立地奨励助成金交付要綱）

〔対象となる地区：新潟県東部産業団地〕 ※東部産業団地に初回進出時のみ対象

市の企業指定を受け、新潟県東部産業団地に立地する企業を対象に、用地取得費の10%（上限1億円）を助成します。

① 助成金の内容

取得費の10%（1億円限度）

② 対象企業

- ・阿賀野市企業誘致条例に基づく「法定の企業」等の指定^{（注1）}を受けた企業
- ・新潟県東部産業団地に立地した企業（市内に工場等を有する企業が、市内の既存の工場等を廃止し、当団地の区域へ移転して立地した場合は対象外。）
- ・別表に掲げる対象業種に該当する企業

③ 対象要件

- ・新潟県東部産業団地に工場等を立地するための用地取得であること。（ただし、既に当団地に立地している企業の増設等による用地取得は除く。）
- ・操業開始後12月を経過する日までに、市に在住の者を新たに1名以上常用雇用すること
- ・建築面積が用地取得面積の概ね10%以上であること

別表 用地取得助成金における対象業種

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業（植物工場に限る。）
E 製造業	全般
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
G 情報通信業	39 情報サービス業
H 運輸業、郵便業	44 道路貨物運送業 47 倉庫業 48 輸送に付帯するサービス業
I 卸売業、小売業	52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業（8822 産業廃棄物処分業に限る。）

備考 日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）による。

用地取得資金の利子補給（阿賀野市工場用地取得利子補給要綱）

国又は県の融資制度を利用した用地取得に要する資金に対して、利子補給を実施します。

① 利子補給の内容

- ・ 貸付利率の補助率 1 / 2 で1 % 限度
- ・ 限度額 総額500万円
- ・ 期間 据え置き期間を含めて12年以内

② 対象企業

市の工業団地及び新潟県東部産業団地内に用地を取得する企業

※ほかの場合でも対象となるケースあり。

③ 対象要件

- ・ 工場用地取得額 1,000万円超
- ・ 国又は県の融資制度をもって、調達した資金とする。
注：工場用地の移転については、この限りではない。
- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 貸付金の償還能力のある者。

雇用促進奨励助成金（阿賀野市誘致企業に対する助成金等交付要綱）

新規卒業者で阿賀野市在住の者を新たに常用雇用した場合、1人につき10万円を助成します。

① 助成金の内容

常用雇用従業員1人につき10万円を1回限り交付

② 対象企業

阿賀野市企業誘致条例に基づく「法定の企業」等の指定^{（注1）}を受けた企業

③ 対象要件

操業開始後12月を経過する日までに、新規卒業者で阿賀野市に在住の者を新たに常用雇用した場合で、操業開始1年後に引き続き雇用していること。

上下水道料金助成金（阿賀野市誘致企業に対する助成金等交付要綱）

〔対象となる地区：新潟県東部産業団地〕

新潟県東部産業団地において、一定以上の上下水道量を使用した場合、その一部を助成します。

上水道

① 助成金の内容

ア 準備料金に対する助成

対象口径	月間最低使用水量	準備料金 (1か月につき)	助成金額	適用年数
50 mm	1,000 m ³	13,500 円	準備料金の 2 分の 1 の額	5 年
75 mm	2,000 m ³	33,800 円	準備料金の 2 分の 1 の額	5 年
100 mm	5,000 m ³	60,000 円	準備料金の 2 分の 1 の額	5 年
150 mm	5,000 m ³	127,000 円	準備料金の 2 分の 1 の額	5 年

※最低使用水量を下回った月は対象外ですが、年間平均で上回れば対象になります。

イ 水道加入金の免除（接続口径にかかわらず、全額免除します）

口径	加入金の額
50 mm	450,000 円
75 mm	1,000,000 円
100 mm	1,800,000 円

② 対象企業

- 阿賀野市企業誘致条例に基づく「法定の企業」等の指定^(注1)を受けた企業
- アの助成は、新潟県東部産業団地の用地を購入した企業（賃貸借の場合は適用なし）

下水道

① 助成金の内容

ア 使用水量に対する助成金

- 使用水量 5,000 m³ を超える部分に対し、1 m³ 当り 50 円を助成金として交付する。
- 限度額及び期間 5 年間で 1,000 万円とする。

イ 下水道受益者負担金の免除（接続口径にかかわらず、全額免除します）

口径	上限対象面積	負担金の額
50 mm	2,500 m ²	1,100,000 円
75 mm	3,000 m ²	1,300,000 円

② 対象企業

- 阿賀野市企業誘致条例に基づく「法定の企業」等の指定^(注1)を受けた企業
- アの助成は、新潟県東部産業団地の用地を購入した企業（賃貸借の場合は適用なし）